

市民委員会資料

所管事務の調査（報告）

菅生地域交流農園の運営形態の見直しについて

資 料 菅生地域交流農園の運営形態の見直しについて

参考資料 本市における市民農園（貸付型）の類型

経済労働局

平成28年3月11日

菅生地域交流農園の運営形態の見直しについて

1 概要

農地の保全・活用とともに、農を中心とした地域の交流拠点を作り、都市農業への市民の理解を深めるために設置している菅生地域交流農園では、現在、利用者管理組合が貸付期間中の管理運営を行っているが、開園からまもなく8年を経過し、施設の老朽化が進行してきた。

上記を踏まえ、施設を安全かつ良好に維持することを目的として、連作障害軽減のための耕うん、破損した区画番号札、区画杭の交換等の貸付期間終了時の園内整備を開設者（市）が行うものとする。

2 菅生地域交流農園について

農園名	菅生地域交流農園
所在地	宮前区菅生2丁目12番
面積	852.09 (㎡)
1区画の面積	10 (㎡)
区画数	40 (区画)
施設	給排水設備、農機具庫
利用期間	2年間
組合費 (1区画当たり)	6,000円
開設者	川崎市
管理・運営者	利用者管理組合
根拠法令	特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律
開設年度	平成20年度

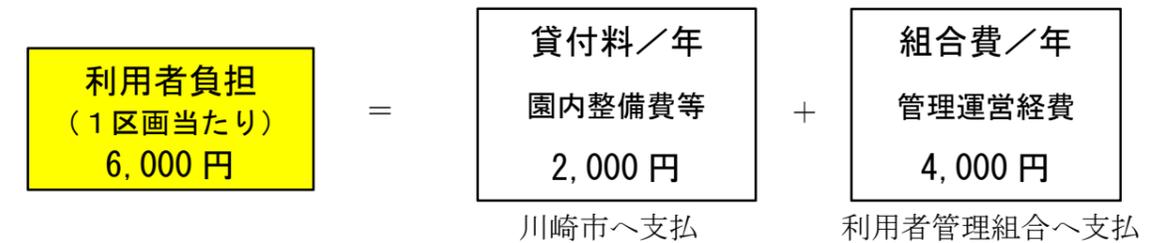


3 利用者負担額（10㎡/区画/年）について

(1) 見直し前（平成27年度まで）

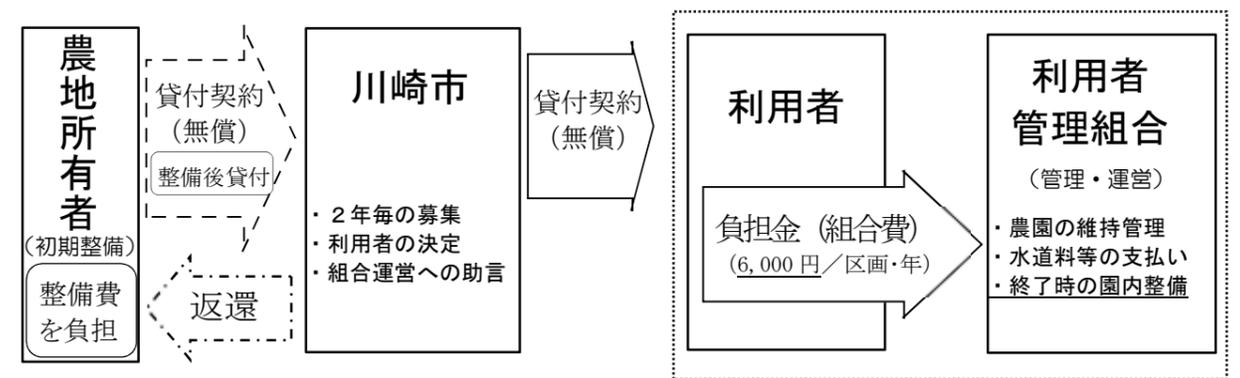


(2) 見直し後（平成28年度から）

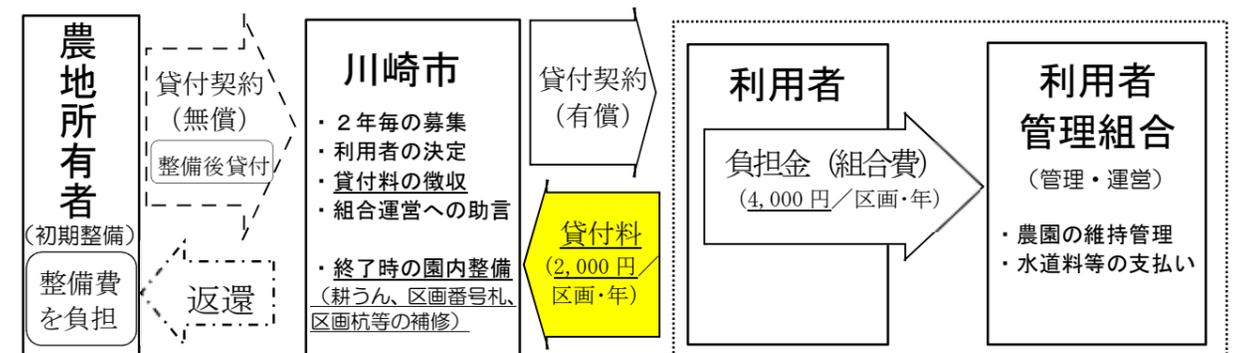


4 運営スキームについて

(1) 見直し前（平成27年度まで）



(2) 見直し後（平成28年度から）



本市における市民農園（貸付型）の類型

農園名	① 川崎市 市民農園	② 地域交流農園	③ 市民ファーム農園	④ 市民農園整備 促進法による農園
	市開設・管理型	市開設利用者組合管理型	農地所有者開設・管理型	
開設者	川崎市		農地所有者	
管理・運営者	川崎市	利用者管理組合	農地所有者	
根拠法令	特定農地貸付に関する農地法等の特例に関する法律			市民農園整備促進法
箇所数	5	1	36	3
利用料 ／年／区画	6,000円	6,000円 (組合費として利用者管理組合に納付)	24,000 ～50,000円	16,250 ～39,000円
利用期間	2年	2年	1～3年 (更新継続可)	1年 (更新・継続可)
1区画面積 (㎡)	10	10	6～100	25～60
総面積(㎡)	10,773	852	55,513	20,084
開設年度	昭和48年度	平成20年度	平成18年度	平成7年度

(H28. 2. 10 川崎市農業委員会承認時点)